

運輸省への要望

平成8年10月8日

運輸省自動車交通局保障課 御中

協同組合日本接骨師会会長 登山 勲

「交通事故患者の整復師医療受診妨害」注意の要望

要望の趣旨

交通事故患者の整復師医療受診について、損害保険会社が、整復師医療受診に際して、万一、整復師医療を超える傷病だと困るから医師に受診してもらいたい旨を損害保険取り扱い者の立場から患者に言ってくるが、本当に、万一の場合で専門医（単に科を標榜している程度ではなく、まさに、専門医と評価される医師）の診療を要す場合は格別、突は、どちらかといえば一般論として医師対整復師の資格をもって医師への受診をすすめています。こうした背景に自動車料率算定会の関係取り扱い手引き書（仮称）あるいは「Q&A」のような手引き書があるとされています。そこで、こうした事情を調査いただき、もし、該当するものがあればこれを改め、同時に損害保険会社に適正な指導を賜りたく、あるいは、そうしたものがないにもかかわらず損保会社が「自算会」を利用しているならば、こうした損保会社への厳重な注意を賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

国民は、医療選択の自由をもっています。具体的には医師医療をはじめ整復師医療などが対象となります。そして、その方法としては健康保険や労災保険などで取り扱われています。このことは交通事故による傷病でも同じです。だが、損害保険会社は、交通事故の原因を理由とし、自己が損害保険給付決定権を有していることを理由とし、そして、自算会の規定によることと整復師医療を超えた万一の場合の取り扱いということを乱用し、これを、本来の「専門医」の診断を要することを乱用し、医師資格と整復師資格を比較し、国民の正当な整復師医療選択を妨害しています。これは、国民からは医療選択の自由の妨害となり、整復師からは営業妨害や名誉毀損となります。そこで、速かに問題の解決と適正な指導を賜りますようお願い申し上げます。